

# 地水火風（13）

牧野恒一

「防災雑感」と題して、防災をテーマに様々なよしなしごとを書きつづってきたが、編集部から「タイトルを変えたら？」というサジェスションを戴いたので、連載1年を機に「地水火風」と洒落ることとした。

地水火風とは、仏教用語で万物を構成する4つの要素のことを指すのだそうだが、ここでは地震、風水害、火災、火山などの各種災害を指す言葉として使うこととしたい。

## 【作業員宿舎の火災】

5月5日子供の日の深夜、千葉県四街道市の住宅兼作業員宿舎で火災が発生し、11人の方が亡くなった。当日、建物には約40人の方が寝ていたが、そのうち作業員宿舎を所有する社長夫妻のほか、連休を利用して遊びに来ていた社長の息子夫婦とその幼い孫3人及び作業員4人が逃げ遅れて亡くなった。

死者の合計が11人というだけでなく、「子供の日」に子供3人を含む一家7人が亡くなったというのがたいへん痛ましい。

建物の状況は、延べ面積約500平米の鉄骨造2階建てで、建築確認等はなされておらず、消防への届け出もない違反建築だった。増築を繰り返していたため内部の間取りは複雑で、中廊下は狭く、窓が小さくて脱出不能である上、建物全体にネットが被されており、外部への出入り口も南京錠で施錠されていて出入り不能だった。作業員の宿泊室はすしづめ状態だったという証言もある。助かった作業員はトタン製の壁を蹴破って脱出したということで、聞けば聞くほど、よく死者が11人で済んだとものだと思うような状態だったようだ。（以上、報道による）

もっとも、これほどでなくても防火安全上問題の多い作業員宿舎は少なくないと言われており、これまでも数人の死者が出る作業員宿舎火災は数多く発生している。

今回のケースで不可解なのは、このような防火上危険な作業員宿舎建物の中に社長夫妻の住居もあったことである。一家7人が焼死しているところをみると、防火安全性は作業員宿泊室の部分と同程度だったのだろう。防火管理について責任を持っていたのは亡くなった社長であろうから、よほど防火安全というものに無知で無頓着だったのではなからうか。

いくら所有者が防火安全性に無頓着でも、建築基準法に従って建築や増改築の際に特定行政庁に建築確認申請等をしていれば、その際に建築基準法や消防法の防火関係規定への適合の有無がチェックされるため、こんなひどい建物は存在しようがないのだが、このケースのようにそもそも全く行政への接触なしに建築や増改築がなされてしまうと、こんなことも起こりうるということだろう。

## 【養護施設B院の火災】

このような実態を聞くと、15年前に発生した養護施設「B院」の火災を思い出す。この施設は、不登校生など素行に問題のある青少年を私的に預かる一種の更正施設だったが、今回のケースと同様に、建築基準法や消防法を全く無視して勝手に増改築を繰り返していた。内部の状況も今回のケースと同様危険きわまりないもので、院生が脱走しないように窓には鉄格子がはまっていた。

立ち入り調査でその危険な実態を知った消防当局は、即座に使用停止命令をかけるべきところだったのだが、収容されている院生が数百人に上ったため、使用停止命令をかけた場合に彼らを収容する当てがなく、厚生福祉部局などとともに頭を抱えることとなった。

すったもんだの挙げ句、ようやく消防当局から使用停止命令が発せられたが、おいそれと収容先が決まるものではなく、院生がその危険な施設で生活する状態が続いていたところ、数ヶ月経った1987年2月にこの施設で火災が発生してしまった。使用停止命令が発せられたからと言って急に危険な状態が解消するものではないため、結局、内部にいた8人の院生が亡くなってしまったのである。

### **[21世紀の建築防災の課題を暗示]**

今回の作業員宿舎火災の報道を見ると、作業員については、亡くなった方も助かった方も、高齢の方が非常に多い。中には80歳の作業員もいたと報道されている。高齢になっても工事現場で解体工事などに従事せざるを得ない作業員の存在、そんな人たちを違反建築の宿泊施設に過密状態で寝泊まりさせている作業員派遣会社、……という実態が浮き彫りになってくる。

防火上問題のある施設で火災が発生すれば、多数の死者が発生するのは当然である。そんなことが起こらないように防いでいるのが安全規制を担う法律であり、その法律が無視されれば、その結果もまた当然だということになる。

出来るだけ火災が発生しにくくすること、火災が発生してもスプリンクラーで自動的に消火したり、火災報知器で火災を早く発見して消火器等で消火すること、小区画に閉じこめて火煙が拡大しないようにしたり、内装の不燃化や難燃化によって火煙の拡大を送らせること、安全に避難できるような避難路を準備しておくこと、……などと言った近代防火理論と、それを実現する法体系は、20世紀末までに確立された。死者が10人を超える火災は平成2年のスーパー長崎屋(尼崎市)の火災以後ずっとなかったことを考えてもそのことは実証されていると思う。

一方で、バブル崩壊後の経済状況の悪化の中、「構造改革」という名の競争社会の実現、そのための規制緩和の推進などが着々と進められている。競争社会が必然的に生み出す社会的敗者の存在、経済的規制が緩和されて競争が激しくなるほど本来充実されなければならない安全規制が「規制緩和」のかけ声とともに骨抜きにされつつある実態、違法状態を取り締まるべき地方公共団体の人員が財政悪化を理由に今後削減されることは必至であることなどを考えると、今回の作業員宿舎の火災などのようなケースは、21世紀のこの種の事故の先駆けとも言える事例になるのかもしれない。

21世紀の経済社会環境によっては、せっかく確立された建築物の防火安全を守るシステムがこのような角度から崩されていく可能性があるということだと思う。